

平成27年度

第1回 佐世保市在宅医療・介護連携協議会

日 時：平成27年10月2日（金）19：00～

場 所：佐世保市役所 5階 庁議室

会 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

（1）各専門部会における平成27年度の取り組み状況について

- ・平成27年度事業計画について
- ・各専門部会からの報告
- ・佐世保市在宅医療・介護連携協議会ウェブサイト『かっちえて』
のご案内

（2）その他

- ・多職種研修会及び講演会のご案内

4 閉 会

資料目次

- ・ 座席表
- ・ 名簿
- ・ 佐世保市在宅医療・介護連携協議会設置要綱
- ・ 前回（H27.3.19）協議会の会議概要書
- ・ 資料 1 平成27年度事業計画について
- ・ 資料 2 各専門部会からの報告
- ・ 資料 2-1 在宅療養患者急変時受入手順書
- ・ 資料 2-2 介護関連施設等入所（居）者救急搬送時の情報提供書作成マニュアル
- ・ 資料 2-3 退院連携の手引き
- ・ 資料 2-4 病院担当窓口リスト
- ・ 資料 3 佐世保市在宅医療・介護連携協議会ウェブサイト『かっちえて』
の見方
- ・ 参考資料 救急搬送時の情報提供書使用状況（佐世保市消防局より）
- ・ 別紙 1 研修会のご案内
- ・ 別紙 2 講演会のご案内

佐世保市在宅医療・介護連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 佐世保市における在宅医療・介護の連携を推進するため、佐世保市在宅医療・介護連携協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 佐世保市における在宅医療・介護の連携及び推進に関すること。
- (2) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 医療関係者
- (2) 介護関係者
- (3) 行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員)

第4条 委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は、原則3年とする。ただし、平成25年度に委嘱した委員においては、平成28年3月末日までとする。
- 3 委員は、再任を妨げない。
- 4 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人置き、互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の所掌事務に関し必要があると認めるときは、第3条各号に定める者以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、保健福祉部に置く。

2 佐世保市医師会その他の関係機関は、経常的かつ積極的に事務局の業務に協力するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。